

南島原市監査委員公表第1号

令和6年9月24日に提出された住民監査請求に基づく勧告にかかる措置の実施について、南島原市長から令和7年3月28日付け及び4月7日付けで通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表します。

令和7年4月18日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 小嶋 光明

## 講じた措置の内容

6南監第102号による勧告  
地域振興部 商工観光課

勧告内容	講じた措置の内容
<p>本件請求のうち、「当該補助金返還額9,000万円が未返還である。」とする部分は、事実であると認められるため、市に財産上の損害が発生していると判断する。市長は、当該補助金返還命令にかかる返還金未納の解消措置として、返還命令通知による回収措置、不動産仮差押命令申立てによる法的措置に留まらず、令和7年3月末を期限とし、早急に法第96条第1項第12号に基づき訴訟提起の議決を求め、速やかに訴訟手続きを講じるよう勧告する。</p>	<p>令和6年12月20日、地方自治法96条第1項第12号の規定により、金9,000万円と年10.95%の加算金を請求額とした「不当利得返還請求事件」に関する訴えの提起について議会の議決を受けました。</p> <p>令和6年12月23日、訴訟について弁護士と委託契約を締結し、令和7年2月6日、株式会社エバーグリーン（代表取締役 地頭園 さゆり）を被告とした上記「不当利得返還請求事件」の訴状を長崎地方裁判所島原支部へ提出し受理されたところです。</p>

## 講じた措置の内容

6 南監第 102 号による勧告  
総務部 総務秘書課・財政課

勧告内容	講じた措置の内容
<p>本件請求のうち、「事務の流れは杜撰な事務処理である。」とする部分は、一部、請求に理由があると認められる。市長は、令和 7 年 5 月 24 日までに、補助金の概算払い及び委任払いにかかる支出方法について、相手方からの書面による申請を義務づけるなど、精査、研究を行い、例規の整備を図るなど、改善に向けて適切な支出事務を構築するよう勧告する。</p>	<p>当該補助金の支出事務に関して、内部調査委員会において補助金支出事務の検証及び対策の取りまとめを行いました。</p> <p>内部調査委員会の報告を踏まえ、南島原市補助金等交付規則に規定する交付請求書について、概算払又は前金払を必要とする理由を明記する改正を行うこととしたほか、各種補助金の支出事務処理について、全職員に通知し、通知内容の徹底に取り組んでいます。(別添 1 「令和 7 年 3 月 13 日付け南島原市通達 6 総秘第 2 号・6 財第 1 号 補助金支出事務の適正な処理について (通達)」以下「通達」という。)<b>【総務秘書課】</b></p> <p>通達に基づき、補助金等の交付において、概算払又は前金払により交付することができる場合の理由を明確にするため、補助金等の交付請求書に補助事業者等が概算払又は前金払を必要とする理由を明記する箇所を追加し、新旧対照表 (別添 2) のとおり、南島原市補助金等交付規則を一部改正しました。(令和 7 年 3 月 25 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行)</p> <p>また、各所管課で定めている個別の補助金交付要綱等において、概算払等による請求書様式を定めている場合は、南島原市補助金等交付規則の改正後の様式を参考に、通達に沿</p>

	<p>った事務を遂行するため、必要に応じて各補助金交付要綱等の様式を改正するなど、適切な対応を図るため、令和7年3月24日に各部局長宛てに周知しました。【財政課】</p>
--	---

南島原市通達 6 総秘第 2 号

南島原市通達 6 財第 1 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

職員各位

総 務 部 長

補助金支出事務の適正な処理について（通達）

南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会で協議検討した結果、南島原市補助金等交付規則に規定する交付請求書について、概算払又は前金払を必要とする理由を明記する改正を行うこととしたので通知する。

併せて、地方自治法、地方自治法施行令、南島原市会計規則及び南島原市補助金等交付規則に基づく南島原市の各種補助金の支出事務処理については、下記の点に留意し、執行するよう通知する。

記

- 1 補助金は、原則として、実績報告の提出後、補助金の額が確定した後に交付すること。
- 2 補助金の概算払又は前金払は、市長が特に必要があると認める場合に限り認められるため、当該補助対象者の資金計画等を審査し、適正であるか否かについて担当部署による十分な協議を行い、該当する案件ごとに、支出命令を決裁する前に、市長に説明し、決裁を得ること。
- 3 補助金を概算払又は前金払により交付する場合における補助金額は、当該補助金の事業計画を精査して市民に説明できる合理的な理由がある場合を除き、当該補助金の全額としないこと。
- 4 新たに補助金交付要綱を制定する場合は、通常払いを原則とし、概算払又は前金払を行う場合は、補助対象者から必要な理由を記載した書類を提出させ、合理的な理由があるかを精査すること。

- 5 委任払は、法令等に基づき行われる場合を除き、原則として行わないものとする。
- 6 委任払は、やむを得ない場合に限り認められるため、合理的な理由の有無について審査し、適正であるか否かについて担当部署による十分な協議を行い、該当する案件ごとに、支出命令を決裁する前に、市長に説明し、決裁を得ること。
- 7 やむを得ず委任払を行う場合は、当該委任状に、委任者、受任者の関係性を明記させるとともに、双方の署名捺印（法人の場合にあっては、記名押印）を求めること。

南島原市補助金等交付規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>様式第6号(第16条関係)</p> <p>年度 (補助金等の名称) 交付請求書(概算払・前金払)</p> <p>一金 円也</p> <p>年 月 日南島原市指令 第 号で交付確定(決定)通知のあった (補助金等の名称)を上記のとおり交付されるよう、 南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。</p> <p>概算払又は前金払を必要とする理由</p> <p>年 月 日</p> <p>南島原市長 様</p> <p>請求者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称) 及び代表者名 ㊟</p>	<p>様式第6号(第16条関係)</p> <p>年度 (補助金等の名称) 交付請求書 ( 算払)</p> <p>一金 円也</p> <p>年 月 日南島原市指令 第 号で交付確定通知のあった (補助金等の名称)を上記のとおり交付されるよう、南島原市補 助金等交付規則第16条の規定により請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>南島原市長 様</p> <p>請求者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称) 及び代表者名 ㊟</p>